

# 高圧受変電設備点検業務 一般仕様書

## I 総則

### 1 適用範囲

本仕様書は、青岸クリーンセンターの高圧受変電設備点検業務について定めるものである。

- 2 契約予定期間は契約日から令和9年3月31日までとする。
- 3 令和8年度の作業予定日は、令和8年11月以降の日曜日とし詳細については契約後、本市担当職員と協議すること。ただし、本市の都合により作業日時を変更することがある。
- 4 受託者は契約後速やかに本市担当職員と作業に関する打合せを行い、次の図書（A4版）を提出し、その承諾を受けたのち作業にかかること。
  - (1) 工程表、現場代理人及び主任技術者届（経歴書共）
  - (2) 作業員名簿
  - (3) 作業方法の明細書（施工計画書等）
  - (4) その他指示するもの
- 5 業務完了後速やかに次の図書（A4版）を提出すること。
  - (1) 業務完了報告書
  - (2) 業務報告書（点検結果で補修を必要とする箇所は見積書を添付すること。）
  - (3) 使用機器のトレサビリティ
  - (4) 写真（カラー）
  - (5) その他指示するもの
- 6 作業中、受託者の不注意その他の原因により本市又は第三者に損害を与えた場合、その復旧及び保障にかかる費用はすべて受託者の負担とする。
- 7 仕様書等に明記していない事項で作業実施上当然必要と本市職員が認めたものは、すべて受託者の負担で行うこと。
- 8 作業実施にあたっては青岸クリーンセンター発電所保安規程、関係諸法令及び製造者等の点検基準を遵守すること。
- 9 業務の不備による故障と本市職員が判断した事故が起こった場合は、受託者は本市職員の指示するとおり修理又は取替えをしなければならない。

## II 現場作業一般事項

- 1 受託者は責任ある現場代理人等を常駐させ、本市との連絡打ち合わせ並びに現場監督にあたらせること。
- 2 作業中は必要に応じて専門業者を現場に派遣し、作業の指導監督にあたらせること。

- 3 点検に必要な機器の運転・停止操作は原則として本市職員の指示により行うものとし、受託者の判断では絶対にしないこと。
- 4 作業区域の危険防止柵、注意取付け、操作開閉器の取扱注意札等の取付け、及び監視人の配置は受託者の責任において事故防止上遺漏のないように行うこと。
- 5 作業は原則として昼間に行い、夜間に入るまでに平常状態に戻すような作業工程を組むこと。また、作業中緊急に工場を稼働させる必要があるときは作業を中止し、正常運転ができるように指示することができる。なお、これらにかかる費用はすべて受託者の負担とする。
- 6 作業準備、後片付け、清掃等は受託者において入念に行うこと。
- 7 作業方法の明細書に記載されていない事項については本市職員と協議すること。

### Ⅲ 一般事項

#### 1 点検調整前には次の処置をすること。

- (1) 点検調整は停電状態で行うことを原則とするが、やむをえず機器の充電各部を点検調整する場合は、必ず現場代理人等立会いのうえ複数人で行うこと。
- (2) 外部回路（主回路及び操作回路）をチェックし、必要な時には回路の開放を確実に行うこと。また高圧回路等の開放時には無電圧を検電器等で確認し、本市職員立会いのうえ短絡接地を施すこと。
- (3) 取り外し等で必要な部分には合マークをつけて明確にしておくこと。
- (4) 機器各部の絶縁抵抗を必要により点検前後に測定すること。
- (5) 工具・保護具等の品名、数量を明記しておくこと。

#### 2 点検調整後には次の処置をすること。

- (1) 点検調整のために施した短絡線及び接地線は本市職員立会いのうえ取り外すこと。
- (2) 機器の操作前に絶縁抵抗測定を必要により行うこと。
- (3) 工具・保護具等の数量を確認し、作業現場に置忘れがないか確認すること。
- (4) 取り外した部品の取り付けや接続状態の確認を必ず実施し、調整実施又は補修・交換部分以外については、すべて点検前の状態に戻っているか、再度確認すること。

### 疑義の質問について

入札者は、見積期間中に、仕様書等において疑義のある場合は、関係職員の説明を求めることができる。質問事項は文書で担当課長あて提出すること。

締切日は入札日（入札日は含まない。）より5日前（ただし、締切日が土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日になる場合はその前日とする。）の17時までとする。

なお、質問事項の回答については、質問者に文書にて回答するとともに、和歌山市ホームページ入札・契約情報画面において公開するものとする。

# 高 圧 受 変 電 設 備 点 検 業 務 特 記 仕 様 書

## 第 1 条 点検概要

受変電設備点検を下記項目に基づき実施し、以後 1 年間の安定した能力を持続できる様にする事。

- 1 電気設備技術基準
- 2 青岸クリーンセンター発電所保安規程
- 3 設置機器メーカー取扱い説明書記載点検仕様
- 4 その他

## 第 2 条 点検対象物

- 1 高圧盤（別添単線結線図及び配置図参照） 1 1 面
- 2 低圧盤（別添単線結線図及び配置図参照） 8 面
- 3 遮断器 1 式  
V C B 8 台  
V C S 5 台  
A C B 1 台
- 4 保護継電器 1 式  
不足電圧継電器（27）1台 過電流継電器（51）10台  
過電圧継電器（59）2台 地絡過電圧継電器（64）1台  
方向継電器（67）1台  
デジタル形複合継電器（S27、S95H、S95L、S67H、S67L、RP-I）1台  
（メーカー：三菱 型式：C P P 2 - 2 0 - M 3）  
漏電警報器（使用回路数29回路）【複合型 5回路用 3台】  
【複合型10回路用 2台】  
漏電警報器（2段階用）3台  
漏電警報器 1台
- 5 変圧器  
2500kVA 1台 300kVA 2台 75kVA 1台

6 高圧コンデンサ

319Kvar 1台 100kvar 2台

第3条 点検内容

1 各高圧盤

- ア 裏面配線の塵埃、汚損、損傷、過熱、緩み、断線
- イ 各部の損傷、過熱、緩み、断線、接触、脱落
- ウ 端子配線の緩み
- エ 絶縁抵抗測定

2 各低圧盤

- ア 裏面配線の塵埃、汚損、損傷、過熱、緩み、断線
- イ 各部の損傷、過熱、緩み、断線、接触、脱落
- ウ 端子配線の緩み
- エ 絶縁抵抗測定

3 遮断器

- ア 各部の損傷、腐食、過熱、発錆、変形、緩み、亀裂
- イ 操作具合い、機構
- ウ 附属装置の状態
- エ 絶縁抵抗測定

4 保護継電器

- ア 内部点検                      イ 保護連動試験

(但し、事前に計画して、実施項目を係員と十分協議すること。)

5 変圧器

- ア 各部の損傷、腐食、発錆、変形、緩み、亀裂、汚損
- イ 附属装置各部の点検

ウ 絶縁抵抗測定

エ サーモラベル交換（市支給品。変色箇所のみ）

6 高圧コンデンサ及びリアクトル

ア 各部の損傷、腐食、発錆、変形、緩み、亀裂、汚損

イ 附属装置各部の点検

ウ 絶縁抵抗測定

エ サーモラベル交換（市支給品。変色箇所のみ）

7 接地抵抗測定

ア 第A種接地（3箇所）

イ 第B種接地（1箇所）

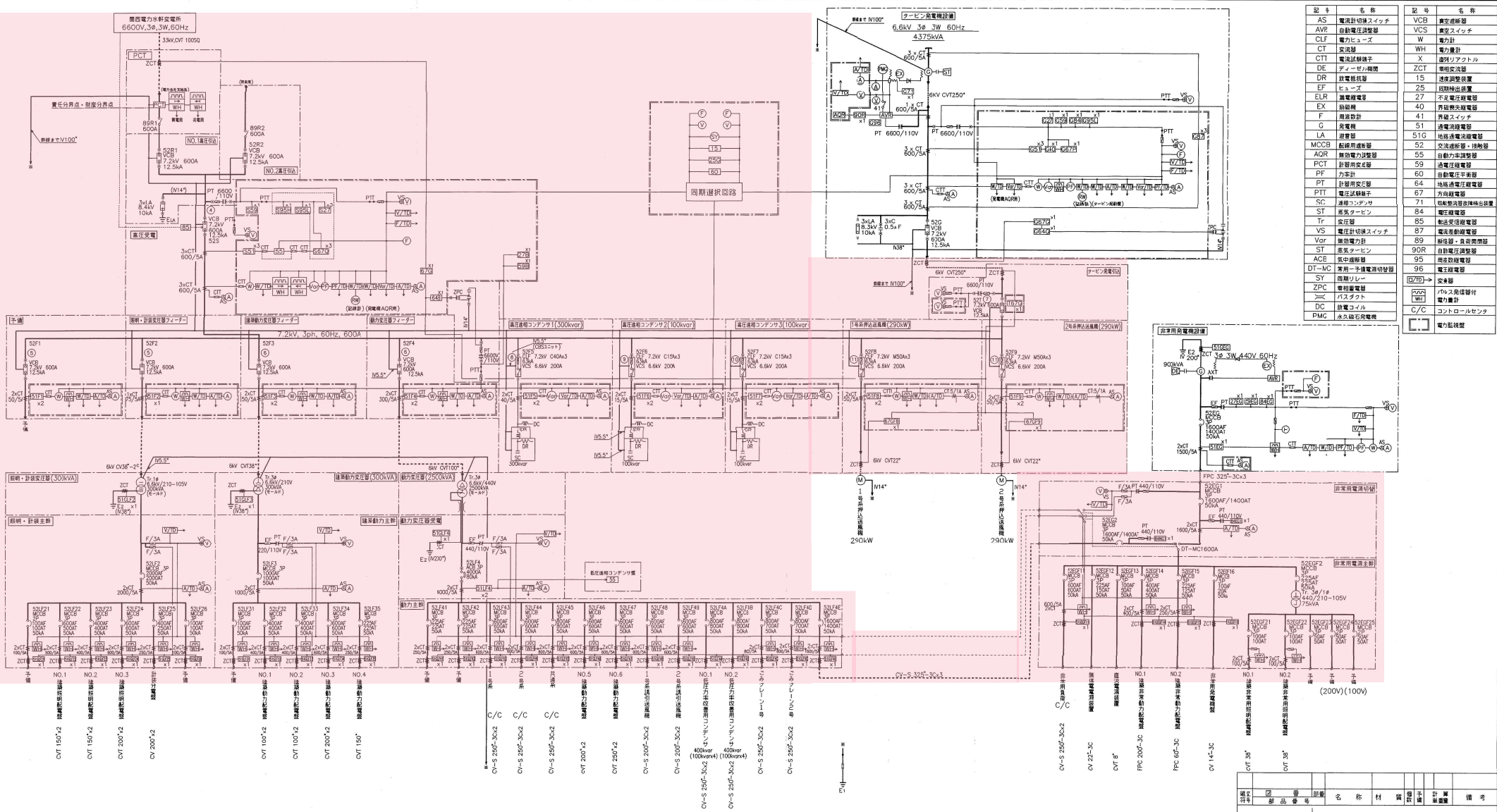
ウ 第C種接地（5箇所）

エ 第D種接地（5箇所）

8 仮設電源

5階電気室CVCF                      容量 約40kVA

※停電作業前に無停電電源装置（CVCF）に電源を供給し、復電後  
再度商用電源に切替を行うこと



記号	名称	記号	名称
AS	電圧計切替スイッチ	VCB	真空遮断器
AVR	自動電圧調整器	VCS	開閉スイッチ
CV	電力ヒューズ	W	電力計
CT	交流機	WH	電力計
CTI	電圧試験端子	X	透例リアクトル
DE	ディーゼノ機油	ZCT	電機遮断器
DR	放電抵抗器	15	速度調整装置
EF	ヒューズ	25	同期検出装置
ELR	電圧検出器	27	不斉電圧検出器
EX	制御機	40	斉相検出装置
F	周波数計	41	斉相スイッチ
G	発電機	51	過電圧検出器
LA	避雷器	51G	地絡検出装置
MCCB	磁線用遮断器	52	交流遮断器・接触器
AGR	無効電力調整器	55	自動力率調整器
PCT	計器用変圧器	59	過電圧検出器
PF	力率計	60	自動力率調整器
PT	計器用変圧器	64	地絡検出装置
PTI	電圧試験端子	67	方向継電器
SC	接続コンタクト	71	電機遮断器
ST	送気タービン	84	電圧検出器
Tr	変圧器	85	絶縁変換装置
VS	電圧計切替スイッチ	87	電流検出装置
Var	無効電力計	89	磁器・真空開閉器
ST	送気タービン	90R	自動力率調整器
ACE	空気中絶器	95	電機遮断器
DT-MC	常用予備電圧調整器	96	電圧検出器
SY	同期リレー	X	変換器
ZPC	電圧調整器	X	パルス発生器
PMG	永久磁石発電機	C/C	コントローラセット

対象範囲

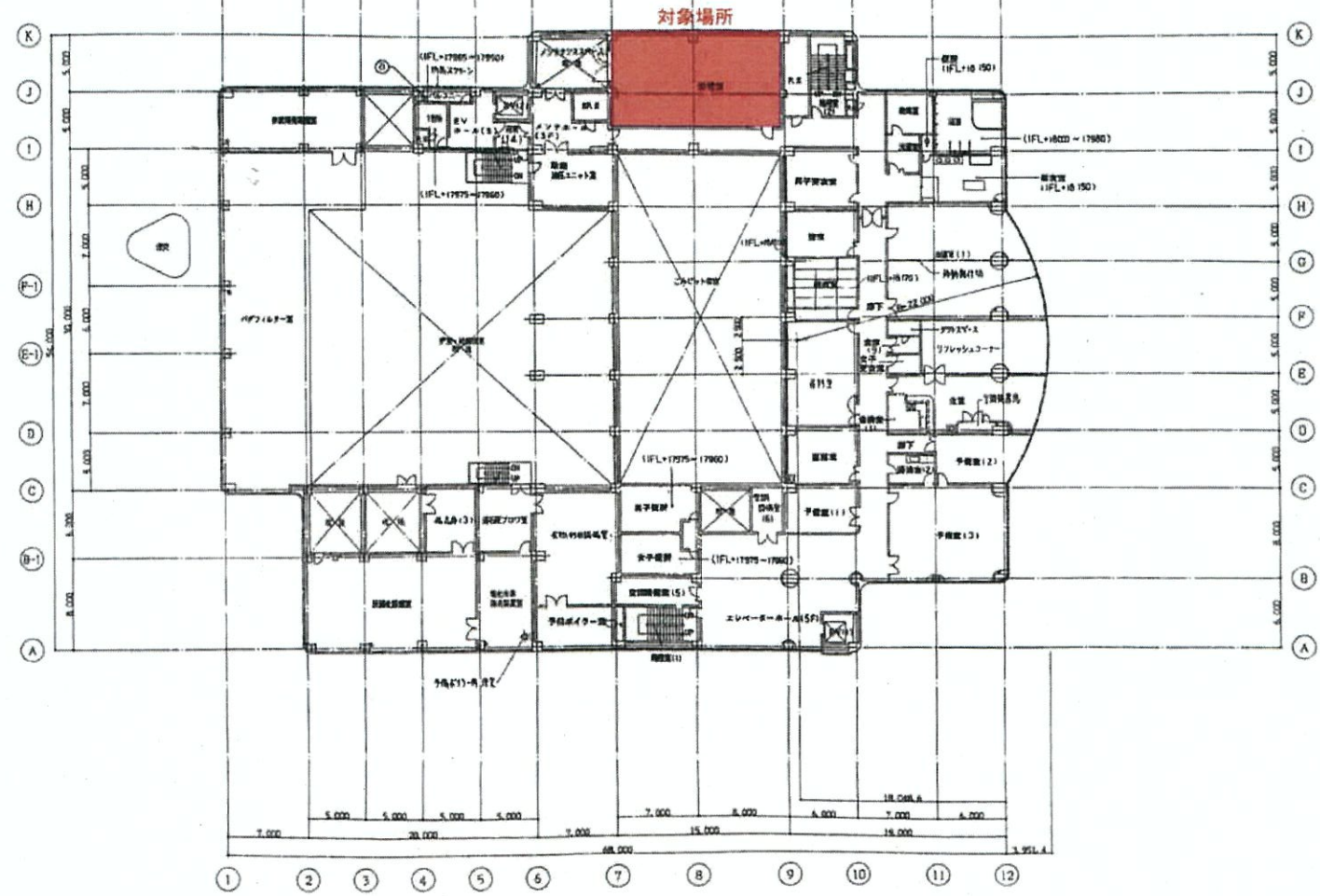
SCALE	ISSUED BY	TITLE
3194001 scale0.509		青森クリーンセンター 電気設備主回路単線結線図
J. NO.	JOB NO.	AREA
1		
REV. NO.	REVISION NOTE	DESIGNED
		CHECKED
		APPROVED
		ENGINEERING DEPARTMENT
		REVIEWED

編	番	品	名	材	質	子	計	備
行		番	称	種	別	目	量	考

配管	配線	計
合計		

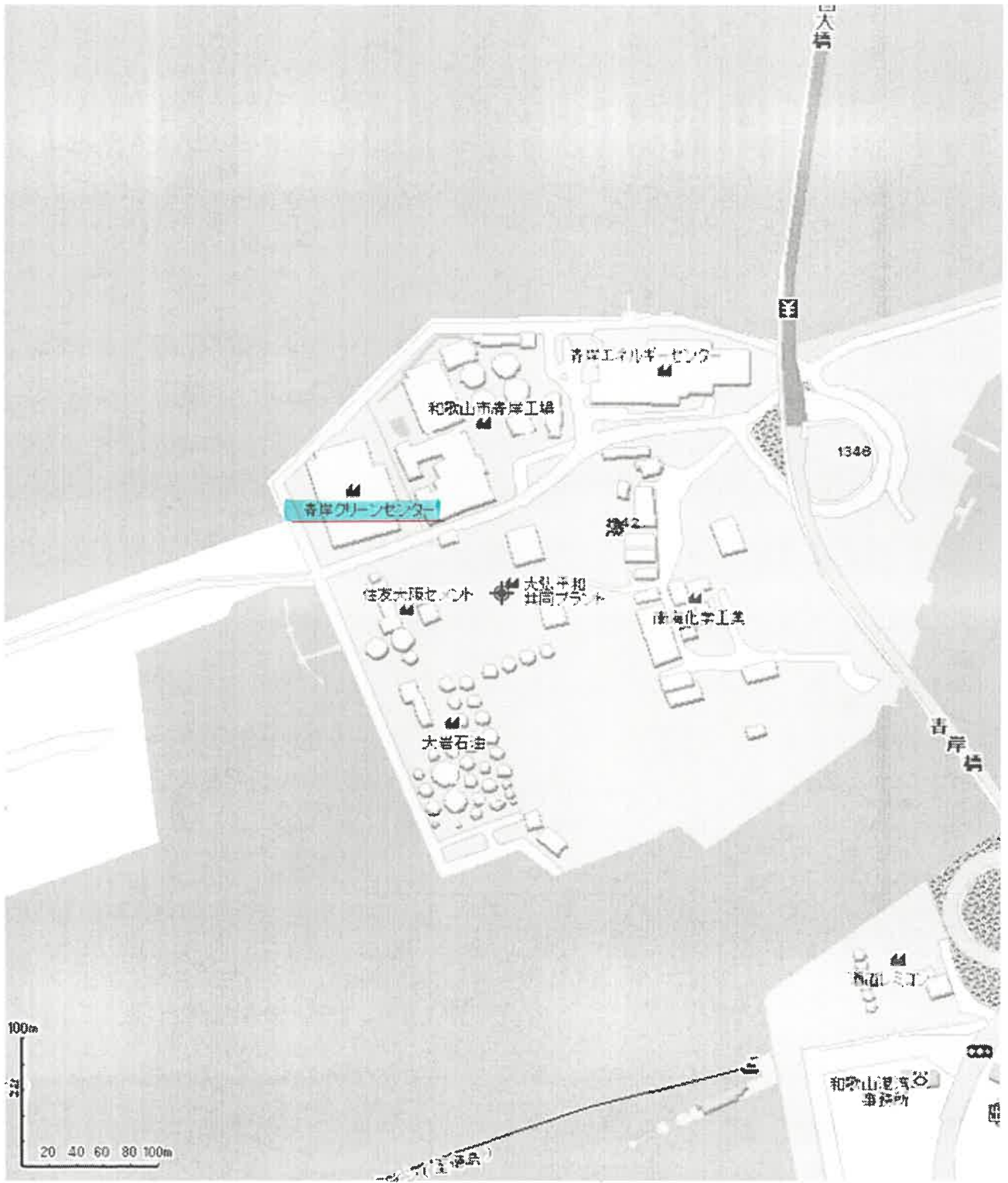


① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫  
 7,000 5,000 5,000 5,000 5,000 7,000 7,000 5,000 6,000 7,000 6,000



5階 平面図  
 SPL=IFL+18000

青野クリーンセンター新設工事				
5階 平面図				
FIG. NO.	REV. NO.	DATE	REVISION	REV.
A-27			KC, I, R, O, D, F, 5, 2-C, B, E, 0, C	



## 業 務 委 託 契 約 書

和歌山市（以下「甲」という。）と\_\_\_\_\_（以下「乙」という。）は、次のとおり委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（業務委託）

第1条 甲は和歌山市青岸クリーンセンター（和歌山市湊1342番地の39）の高圧受変電設備点検業務（以下「委託業務」という。）の履行を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（契約期間）

第2条 この契約の期間は、令和8年 月 日から令和9年3月31日までとする。

（業務委託の履行方法）

第3条 乙は、別紙仕様書の内容に従って業務委託を履行しなければならない。

（委託金）

第4条 委託金の額は、\_\_\_\_\_円（消費税及び地方消費税分を含む。）とする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡等により承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託等の禁止）

第6条 乙は、業務委託の全部又は一部の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務委託の一部の履行について、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（業務委託の調査等）

第7条 甲は、必要があると認めるときは、業務委託の履行状況について調査を行い、若しくは乙に対して報告を求め、又は乙に対して業務委託の履行に関して必要な指示を与えることができる。

（業務内容の変更等）

第8条 甲は、必要がある場合は、業務委託の内容を変更し、又は業務委託を一時中止することができる。この場合において、委託金額又は契約期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により定めるものとする。

2 甲は、前項の場合において、乙が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償金の額は、甲乙協議して定める。

（損害の負担）

第9条 業務委託の履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。以下この項において同じ。）は、乙が負担するものとする。ただし、甲の責めに帰すべき理由により生じた損害は、甲が負担する。この場合において、甲が負担すべき額は、甲乙協議して定める。

2 甲は、業務委託の履行に関して発生した事故により乙の従事員が受けた損害については、一切の責任を負わないものとする。

（乙の債務不履行）

第10条 乙は、その責めに帰すべき理由により業務委託を履行しなかったときは、その不履行部分に相当する額を減額して、委託金の請求をしなければならない。この場合において、減額する額は、甲が定める。

2 前項の場合において、甲に損害が生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。

3 前項の損害賠償は、甲が乙に対し、委託金額の100分の10までの金額に相当する額の違約金の請求を妨げないものとする。

(確認)

第11条 乙は、業務委託を履行したときは、遅滞なくその旨を甲が定める方式により甲に通知し、甲の確認を求めなければならない。

(委託金の支払)

第12条 乙は、履行した委託業務について前条の規定による確認を受けた後、甲に対して、委託金の支払を請求するものとする。

2 甲は、前項の支払請求を受けたときは、その日から30日以内に委託金を乙に支払わなければならない。

3 乙は、甲の責めに帰すべき理由により前項の規定による委託金の支払が遅れた場合は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(甲の解除権)

第13条 甲は、次条及び乙の債務不履行の場合によるほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) その責めに帰すべき理由により、契約期間中業務委託を継続して履行できる見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 理由のいかんを問わず、契約に違反したとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、甲に損害を生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。

3 前項の損害賠償は、甲が乙に対し、委託金額の100分の10に相当する額の違約金の請求を妨げないものとする。

4 甲は、第1項の規定により契約を解除した場合、業務委託の既履行部分について確認の上、その部分に相応する委託金を乙に支払わなければならない。

第14条 甲は、必要があるときは、乙に対して3か月前までに通知をして契約を解除することができる。

2 第8条第2項及び前条第4項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。

(暴力団等排除に係る解除)

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に次に掲げる者がいると認められるとき。

ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

イ 暴力団関係者（暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）

(2) 乙の経営又は運営に暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が実質的に関与していると認められるとき。

(3) 乙の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しく

は運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。

- (4) 乙の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 乙の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 乙の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
- (7) 乙が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害届の提出を故意又は過失により怠ったと認められるとき。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

（談合等不正行為に係る甲の解除）

第16条 乙が次の各号のいずれかに該当したとき、甲は直ちにこの契約を解除することができる。ただし、その事由が甲の責めに帰すべきものによる場合は、この限りでない。

- (1) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
- (3) 公正取引委員会が、この契約に関し、排除措置命令又は納付命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「契約者等」という。）に対して行われたときは、契約者等に対する命令で確定したものをいい、契約者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定したものをいう。次号において同じ。）を行った場合において、乙に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (4) 排除措置命令又は納付命令により、契約者等に独占禁止法に違反する行為があったとされた期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、乙に対する納付命令が確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反行為の実行期間を除く。）に入札等（見積書等の提出に基づく受注者選定を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (5) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）がこの契約に関し行った行為について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額又は実際の損害額のうちいずれか多い額を甲

に対して支払わなければならない。この契約の履行が完了した後にその事由に該当した場合も同様とする。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(乙の解除権)

第17条 乙は、甲の債務不履行の場合によるほか、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 第8条第1項の規定により業務委託の内容を変更したため、委託金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 第8条第1項の規定による業務委託の一時中止期間が6か月を超えたとき。

2 第13条第4項の規定は、前項の規定により契約が解除された場合に準用する。

(賠償金等の徴収)

第18条 甲は、乙がこの契約に基づく賠償金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲が乙に支払うべき委託金と相殺し、なお不足のあるときは追徴する。

(守秘義務等)

第19条 乙は、業務委託を履行する際に知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 乙は、その業務委託に従事する者が業務委託を履行する際に知り得た秘密を漏らさないよう指導しなければならない。

3 乙は、乙又は乙の業務委託に従事した者が秘密を漏らしたため、甲が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。

4 乙は、業務委託の履行に際し作成した記録等を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

(個人情報取扱特記事項の遵守)

第20条 乙は、委託業務の履行に当たっては、別記の個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

2 甲は、乙が前項の規定に違反して個人情報の取扱いをしていると認めるときは、乙の名称、事業所又は事業所の所在地及び代表者並びに当該違反事実の公表をすることができるものとする。

(和歌山市情報セキュリティポリシーの遵守)

第21条 乙は、委託業務の履行に当たり、和歌山市情報セキュリティポリシー（以下「ポリシー」という。）を遵守しなければならない。

2 乙は、この契約による事務を履行するに当たり、ポリシーで規定する重要情報資産を取り扱う際には、当該情報が個人情報に該当しない場合においても、個人情報と見なして前条第1項に規定する別記の個人情報取扱特記事項を遵守すること。

3 甲は、乙が第1項及び前項の規定に違反して重要情報資産の取扱いをしていると認めるときは、前条第2項の規定を準用する。

(合意管轄)

第22条 この契約に関し、甲乙間に訴訟の必要が生じた場合、甲を管轄する裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

(補則)

第23条 この契約に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

この契約の締結を証するため、契約書を2通作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 和歌山市七番丁23番地  
和歌山市  
和歌山市長 尾花 正 啓

乙

## 別記

### 個人情報取扱特記事項

#### (基本的事項)

第1 この契約により、和歌山市（以下「甲」という。）から事務の委託を受けたもの（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律その他個人情報に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

#### (従事者等の明確化)

第2 乙は、この契約に係る事務の管理責任者及び事務に従事する者（以下「この契約に係る事務に従事する者等」という。）並びにこの契約に係る個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を明確にし、甲から求めがあったときは、甲に報告しなければならない。

#### (適正な管理)

第3 乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の取扱いをこの契約に係る事務に従事する者等に限定し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) この契約に係る事務を処理するために甲から貸与を受けた、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等（以下「個人情報が記録された資料等」という。）について、甲から求めがあったときは、記録を作成すること。
- (2) 個人情報が記録された資料等は、この契約に係る事務に従事する者等以外の者が利用できないよう、施錠等管理すること。
- (3) その他個人情報の管理のために必要な措置を講じること。

#### (教育の義務)

第4 乙は、この契約に係る事務に従事する者等に対し、この特記事項の遵守に必要なこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用されること等個人情報の保護に関して必要な教育を行わなければならない。

#### (秘密の保持)

第5 乙は、この契約に係る事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

#### (受託目的以外の利用等の禁止)

第6 乙は、この契約に係る個人情報を当該事務以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

#### (複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、甲から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

(持ち出しの禁止)

第8 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、作業場所から個人情報を持ち出してはならない。ただし、業務上、やむを得ず、持ち出しするときは、甲の承認を得た上で、書面に記録するものとする。

(再委託の禁止)

第9 乙は、この契約による事務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合は、この限りではない。その際は、乙の責任において、再委託者にこの特記事項の規定を遵守させなければならない。

2 前項の規定は、再委託者が乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

(資料等の返還又は廃棄)

第10 乙は、個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後速やかに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

なお、甲の指示により、個人情報が記録された資料等を廃棄する場合は、復元可能な方法で確実に廃棄処分を行い、その結果を書面により証明しなければならない。

(報告又は資料の提出)

第11 甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙に対し、個人情報の管理状況の履行について書面で報告を求めると及び乙の作業場所への立入調査ができるものとし、乙は、甲から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

(事故発生時の報告義務)

第12 乙は、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故が生じた場合に備え、甲に対し、速やかに報告できる緊急時の連絡体制を整備しなければならない。また、事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(1) 直ちに被害を最小限に抑えるための措置を講じ、甲に報告すること。

(2) 当該事故の原因を分析すること。

(3) 甲の求めに応じて、当該事故の再発防止策を実施すること。

(4) 甲の求めに応じて、当該事故の記録を書面で提出すること。

(漏えい等が発生した場合の責任)

第13 乙は、この契約に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事態が発生した場合において、その責に帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。また、甲は、必要に応じ、乙の名称、所在地及び代表者並びに当該事故の事実を公表できるものとする。